

毒物及び劇物取締法改正に係る重要なお知らせ

(株)ハルナ

〒162-0854

東京都新宿区南山伏町 2-1

TEL : 03-3269-4741

拝啓 貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2018年06月29日付で厚生労働省より「毒物及び劇物指定の一部を改正する政令」が公布されました。その法令によりますと

「新たに7物質を毒物に、11物質を劇物に指定し、4物質を条件付きで劇物指定から外す。」旨が記載されております。施行は、2018年07月01日です。一部条項に関しましては2018年09月30日までの経過措置が設けられております。

この改正により弊社が販売しているパーフロンペイントの一部成分が劇物指定に該当することとなりました。劇物に指定されたことにより、毒物及び劇物取締法の規制下に置かれることになりました。このことにより、販売、譲渡、運送を含む取扱いや保管、表示に制約が発生し、管理を厳格に行う必要が発生しました。特に、販売代理店様におかれましては販売継続にあたり、毒劇物販売業の登録が必要になります。

誠に急な案内で恐縮ではございますが、事情御賢察のうえ、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

対象

硬化剤に含有されております「N,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン」です。

対応

弊社としましては、劇物成分を変更した代替品の開発を進めておりますが、現状時期を含めて具体的なものをご提示できる状況にございませんので、毒物及び劇物取締法のもと、販売を継続していく所存です。

毒物及び劇物取締法の内容に関しましては、本案内では十分に御説明できかねますので、下記URLを御参照願います。

厚生労働省 医薬・生活衛生局化学物質安全対策室 「毒劇物の安全対策」

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

施行～経過措置（7/1～9/30）、経過措置後（10/1～）とで対応が変わりますので、下記参照願います。

販売代理店様

- ・パーフロンペイントの販売につきまして、毒劇法第 14 条にて、販売代理店様は「毒物及び劇物の販売業の登録」が必要になります。

しかし、突然の劇物指定のために上記登録が間に合っていない販売代理店様もいらっしゃると思います。そのために、6 月 29 日付政令では経過措置として 9 月 30 日までの猶予を持たせてくれています。その間の取扱いにつきまして下記致します。

毒劇物販売業の登録を完了している販売代理店様

登録証のコピーを弊社に送付願います。

その登録証を基に弊社のデータベースに登録販売業者として登録いたします。

その後は、従来通りの取引をお願いいたします。

毒劇物販売業の登録を完了していない販売代理店様

ご注文時に、弊社よりパーフロンペイント譲受書を送付いたします。

その譲受書に必要事項を記入・捺印したものを返送いただき、それを弊社が受領しました時点で注文が確定したものとさせていただきます。

10 月 1 日以降は、毒劇物販売業の登録をしていない場合、パーフロンペイントの取扱いはできません。

- ・7/1 以降は、既存か新たに購入されたかにかかわらず、すべての在庫品は毒劇物法に従った形での保管が必要になります。

- ・7/1 以降、販売店様よりお客様へ販売される際には、毒劇法第 14 条に従って対応願います。

エンドユーザー様へ

7/1 以降、ご注文時に、弊社よりパーフロンペイント譲受書を送付いたします。

その譲受書に必要事項を記入・捺印したものを返送いただき、それを弊社が受領しました時点で注文が確定したものとさせていただきます。

パーフロンペイントを販売店様からご購入の際は、販売店様から発行される譲受書に記載・捺印後、現品を受領してください。

パーフロンペイントをエンドユーザー様が使用なさるとき、「資格、免許、役所への登録や届出」等の必要はないと弊社は認識しております。

しかし、取扱いにおきまして、毒劇法 第 11 条、第 12 条第 1 項及び第 3 項、第 16 条の 2、第 17 条第 2 項から第 5 項までの規定を順守することが義務付けられています。

本件の詳細につきましては、所轄の役所にご相談願います。
なお、廃棄の際は、所轄の地方自治体窓口までお問合せ願います。

代替品について

現在、開発中でございますので、準備でき次第ご連絡いたします。

注文書についてお願い

注文書には

会社様の場合

品名、数量のほかに、御社名、御社住所、担当者名(フルネーム)を明記願います。

個人の方の場合

品名、数量のほかに氏名(フルネーム)、御住所を明記願います。

上記は、弊社の認識を記載したものですので、所轄の役所にてご確認の上対応願います。

以上、よろしく願いいたします。